

特別企画展

歴史資料に見る

# 阿波の人形浄瑠璃



我情おりのたて実五  
うかふゆたけの川  
雲のかたはつ後見  
四へさくの中ゆよる  
誰と恨んでゆけるか

美様さよさこのかた  
のりと後放とて六  
ふかのゆとぬる海  
放とく海は周のけ  
あどこのはひがれを

期間 平成16年7月21日(水)～  
10月31日(日)

場所 徳島県立文書館  
2階展示室

入場無料



# 口上

とざいとふざいとざいと、憚りながら  
 お座中様方へお断りを申  
 上げます、先もつて御当地益  
 御繁昌に付、操り木戸芝居  
 興行被成、元方様より  
 御雇ひの私義座本  
 蛭子家忠太夫八申に及ず  
 太夫竹本梶太夫、同三河太夫、  
 同梶与太夫、同吾妻太夫、同越尾太夫  
 同八木太夫、同玉多太夫、同栄太夫  
 同兼戸太夫、猶又今日当着竹本諏訪太夫  
 三味線鶴沢亦造、同町之助、同小海老、同仙吉、  
 同庄吉、追抱太夫竹本錦木太夫、三弦鶴沢三四  
 其外役者頭取に至ります迄、別し而恐悦至極  
 に存し奉ります、神御納受の式三番叟、早目  
 出度舞納め、是より語り出します浄瑠璃の外題は、  
 元方御好みに付、初日出しもの近江源氏先陣館并  
 お俊伝兵衛の猿廻しを附もの始より御神妙の  
 程を希ひ上げ奉ります。以上、始り左様  
 東西



同兼戸太夫梶又今日当着竹本諏訪太夫  
 三味線鶴沢亦造、同町之助、同小海老、同仙吉、  
 同庄吉、追抱太夫竹本錦木太夫、三弦鶴沢三四  
 其外役者頭取に至ります迄、別し而恐悦至極  
 に存し奉ります、神御納受の式三番叟、早目  
 出度舞納め、是より語り出します浄瑠璃の外題は、  
 元方御好みに付、初日出しもの近江源氏先陣館并  
 お俊伝兵衛の猿廻しを附もの始より御神妙の  
 程を希ひ上げ奉ります。以上、始り左様  
 東西

「座本 蛭子家忠太夫」(酒井家文書)



忠太夫の拡大写真

とざいとふざいとざいと、憚りながら  
 お座中様方へお断りを申  
 上げます、先もつて御当地益  
 御繁昌に付、操り木戸芝居  
 興行被成、元方様より  
 御雇ひの私義座本  
 蛭子家忠太夫八申に及ず  
 太夫竹本梶太夫、同三河太夫、  
 同梶与太夫、同吾妻太夫、同越尾太夫  
 同八木太夫、同玉多太夫、同栄太夫  
 同兼戸太夫、猶又今日当着竹本諏訪太夫  
 三味線鶴沢亦造、同町之助、同小海老、同仙吉、  
 同庄吉、追抱太夫竹本錦木太夫、三弦鶴沢三四  
 其外役者頭取に至ります迄、別し而恐悦至極  
 に存し奉ります、神御納受の式三番叟、早目  
 出度舞納め、是より語り出します浄瑠璃の外題は、  
 元方御好みに付、初日出しもの近江源氏先陣館并  
 お俊伝兵衛の猿廻しを附もの始より御神妙の  
 程を希ひ上げ奉ります。以上、始り左様  
 東西

口上は、人形浄瑠璃芝居興行の始  
 めに行われる座本(ここでは蛭子家  
 忠太夫)からのあいさつである。「東  
 西東西東西」のかけ声に始まり「東  
 西東西東西」のかけ声に終わる。出  
 演者である太夫・三味線などの人々  
 を紹介し、これから行う浄瑠璃の外  
 題(出し物)を紹介していく。  
 写真の史料は、明治一二年(一八七  
 九)二月美馬郡半田村の逢坂で、峠桜  
 茶屋友吉が請元(元方様)となつて行  
 われた興行の様子を見に行った半田村  
 の酒井弥蔵が、絵入りで書き留めたも  
 のである。張り込んであるチラシに  
 よると二月一六日に顔見世興行が行  
 われ、同月一七日から晴天のみ一四日  
 間に渡つて興行を行うことが書かれて  
 いる。実際には一八日間行われたよ  
 うである。神社の祭礼に係りして興  
 行が行われたのか、半田村八幡神社の  
 氏子は無料で入場できた。  
 中央に袴(かみしも)を着て扇子  
 を持つて座っている人物は、座本の  
 蛭子家忠太夫と思われる。忠太夫は  
 淡路国三原郡の座本で、一〇人の太  
 夫、三人の三味線、追抱(おいだき)  
 太夫竹本錦木太夫と共に興行を行っ  
 ていた様子がわかる。この口上の前  
 には神に納めるため式三番叟が舞わ  
 れている。さらに、初日の浄瑠璃の  
 外題は「元方の御好みにより」近江  
 源氏先陣館としたと書いているとこ  
 ろが面白い。



今回の特別企画展は、本県の代表的な庶民芸能のひとつである「阿波人形浄瑠璃」に焦点をあてて取り上げることになりました。徳島は古くから「芸どころ」と呼ばれ、芸能に通じた人々が「人形浄瑠璃」や「阿波踊り」という全国屈指の庶民芸能を生み出し育ててきました。その背景には、江戸時代に阿波・淡路を領国とした蜂須賀家の保護奨励と、藍や塩で巨富を得た商人や富農の経済力が存在していたことはいまでもありません。

人形浄瑠璃は、一六世紀末に淡路で生まれたといわれています。蜂須賀家政は人形浄瑠璃を保護奨励し、淡路の人形座が諸国巡業に出る折には、先ず徳島城下で勧進興行をさせるのを例として、歴代の藩主もこれにならったものといわれています。それ以後、阿波の人々にも人形浄瑠璃の楽しみが広がっていききました。江戸中期以降、多くの人形師を輩出し、全国各地に優れた人形を供給し続けてきました。その最盛期は明治中期といわれ、当時の記録では徳島に七〇以上の人形座が確認されています。これらの座は、地元の祭礼などに合わせて、興行期間だけ設営する野掛け小屋や神社の境内に建てられた農村舞台での上演のほか、他村への興行を行うなど農閑期の最大の娯楽として人々の中にとけ込んでいきました。その後、昭和期には映画等の新たな娯楽の登場や戦争の影響で、一時衰退しましたが、一九五三（昭和二八）年の財団法人阿波人形浄瑠璃振興会の結成などを契機として徐々に復興しました。近年は、民俗文化財として見直されるようになり、「阿波人形芝居」が一九五八（昭和三三）年に「徳島県指定無形民俗文化財」、一九九九（平成一一）年には「阿波人形浄瑠璃」が国から「重要無形民俗文化財」に指定されたことは記憶に新しいことです。

今回の展示は、「阿波人形浄瑠璃の興行という視点を通して、なぜ、阿波の人々に絶対的な支持を得て受け入れられたのか。それは単なる娯楽としての人形浄瑠璃を越えて、生活の中の人形浄瑠璃として浸透していたという事実。また徳島藩と一般庶民との関係、人々の生活や思考の動向」などを読み取っていただければ幸いです。

江戸時代、農民が人形浄瑠璃などの興行を見物することは、幕府によって一六六八（寛文八）年以降基本的には禁止されていました。しかし、『阿淡御

条目』を見ると、徳島藩は「見物を禁止しているが、この措置は当分の間であること。そして村祭りの興行などの理由があるときは、届け出ればこの限りではない」という注釈を、わざわざ記していることからそのことがうかがわれます。興行を行う他の理由としては、流行病のお祓い、病気を治療するということやシャーマン的な要素も見受けられます。いずれにしても、藩への表面的な届け出理由はともかく、小屋掛けの願書などが同時に残っていることから一般庶民の楽しみを優先して行われたものと思われまます。江戸後期に書かれた『加登屋日記』によれば「人形浄瑠璃を興行すれば、人が集まり、歌舞伎、勧進相撲なども並行して行われる。そのうえ、茶屋が軒を並べるといふ庶民の最大の娯楽として賑わう。また、子供浄瑠璃が大当たりして人気を博したことなどが見受けられる反面、天候に左右されたり、出演者の急病などを受けたりして興行中止に追い込まれたこと」も記されています。

一方で、人形浄瑠璃の隆盛は江戸時代の出版界にも大きな影響を与えました。それは人形浄瑠璃をより身近なものにした「浄瑠璃本」の誕生でした。作品の内容を挿し絵入りで、しかも一般庶民にも読めるようにと、ほとんどが平仮名で書かれたもので人形浄瑠璃の人気を不動にするものとなりました。

以上のように阿波人形浄瑠璃は、阿波という歴史風土のなかで培われ、地方独自の工夫と人々の熱意で展開した芸能であり、ひいてはわが国の庶民芸能の変遷を知るうえでも重要なものであります。今回の特別企画展が「阿波人形浄瑠璃」の資料に基づいた実証的な研究の端緒になることを願うとともに、そのことが「阿波人形浄瑠璃」の保存振興並びに発展につながることを期待して止みません。その意味におきましても、当館としては「阿波人形浄瑠璃」に関する展示を継続的に開催していく考えでありますのでよろしくお願いたします。

最後になりましたが、今回の展示にあたり、ご教示ご協力をいただきました久米仁様をはじめ、三木ガーデン歴史資料館、松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館、徳島県立博物館等、関係の皆様方には衷心よりお礼申し上げます。

平成一六年七月二二日

徳島県立文書館長 小笠 泰 史



# 徳島藩の法令に見る人形浄瑠璃芝居の興行

## 解説文

【天保一四年（一八四三）】  
南北郡々一日操之義、近年専夜分二至候迄令興行候郡柄も有之、且又見物之義郡々二寄候而ハ、左右へ棧敷懸之村方も有之、中二ハ不都合役向有之様相間、右彼是別而不心得如何之事二候、仍之向後左之通申付候条、其方共組村々小百姓二至迄能々相守不心得之義無之様、熟々申間方不洩様逸々相触、来月四日迄二組切受書取揃可被指出候、以上

三間 勝蔵

七月廿二日

美馬郡中

組頭庄屋共方へ

祖谷山東西

庄屋共方へ

一、郷分において一日操之義、是迄ハ相始メ候義進メ夜分迄も相懸候二付、若者共杯ハ猥之所行も有之、又ハ喧嘩口論等令出来候二付、此後早朝より相始メ夕七ツ時限り二相仕舞可申候、右取究相背夜分二相懸り候二おゐてハ、村役人共勿論若者共へ屹と咎可申付候

但、本文之懸二付願紙面二日之内二仕舞候義、若者共相行着畏二おゐてハ、其段書入可指出候、且又被相雇候操同日之内二相仕舞候様、住居請持之組頭庄屋より申間置候様可仕候事

一、右日操見物之義、左右二回仕右二引添棧敷懸村方も有之中二ハ不都合之役向も有之趣、此後棧敷懸之義不相調候、尤左右二何之困も無之而ハ多人數相集り候節芝居小屋へせり懸操興行難相調様相運、且又老幼婦人杯ハ見物左右之困迄二而ハ令難洪候趣二付而者、右回二引添低キ腰懸様之品指置老幼婦人見物場所と仕候義ハ不苦候、右相究相背棧敷等懸不都合役向仕村方有之候得ハ、村役人ハ勿論不都合之役向仕候者共屹と咎可申付候但支配外之者共本文同様二候間

棧敷等相懸不都合之役向相調不申候条村役人共兼而右様相心得可罷在候事 以上  
右之通被仰付候条組切受書取揃急々私宅へ御指出可被申出候 以上

八月六日

武田英之助殿

曾我部道右衛門

右之御触請書仕指出候御用控二有之

(以上)

江戸時代、農民が人形浄瑠璃芝居などの興行を見物することは、幕府によつて寛文八年（一六六八）以降基本的には禁止されていた。しかし『阿淡御条目』を見ると、阿波の国内では、この法令を受けて藩内に広める触書の中で次のような注釈をつけている。

「操り芝居その他見せ物について、一切見物してはいけなさとされているので、当分の間は見物をしないように。しかし、村浦の祭りなどで興行を行おうとするときは、郡所へ伺いを立て指示を受けること。」

一応、浄瑠璃芝居興行の見物を禁止しているが、その措置は当分の期間であること。さらに村祭りでの興行など理由がある場合は、郡役所へ届けて指示を受ければ興行が可能であることを記している。芸どころであった阿波国では、幕府から出された法令にこのような注釈をつけなければならぬほど、人形浄瑠璃芝居が人々の生活に深く根ざしていたと言えるのではないだろうか。

武田家文書『御触控』に記されている天保一四年（一八四三）の法令（写真）を見ると、徳島の街だけではなく、村々においても人形浄瑠璃芝

居の興行が盛んに行われ、その様子も少々度を超していたことがわかる。

一日操りの興行で、①夜中まで興行が続けられることがある。②興行中、左右に棧敷席が設けられ迷惑を受けている人がいる。この二点を上げて、当時の美馬郡代三間勝蔵は夜分の興行禁止と棧敷席禁止の旨を組頭庄屋等にお触れを回して、請書を求めている。

郡代の手代である曾我部道右衛門は、このお触れに具体的な注釈をつけている。一日操りの興行は、夜に至ることが多く、若者が騒いだり、けんか口論に及ぶこともあったので、今後は早朝から始めて七ツ時（午後四時頃）にはやめること。さらに、操り興行の願書に七ツ時に止める旨を書き入れることを記している。このように、夜分に操り興行が及ぶことを厳しく禁じている。

一方、操り興行見物の時、左右に棧敷を囲むように作ることには禁止するが、老人や幼いものや婦人が腰掛けることのできる低い席は用意してもよいと記し、人がたくさん集まる興行の様子に理解を示している。実際の興行の状況と折り合いをつけながら法令は解釈されていた。



# 阿波人形浄瑠璃芝居関係年表

| 和暦    | 西暦   | 内 容  |
|-------|------|--|
| 寛永20年 | 1643 | 2月27日徳島城内で宝珠院（蜂須賀家政妹）、御姫様操りを鑑賞する。（萬日帳）   |
| 正保2年  | 1645 | 2月15日徳島城内で操りが行われる。（萬日帳）  |
| 万治4年  | 1661 | 6月25日藩主蜂須賀光隆が酒部内膳宅を訪ね、源之丞（上村）の操りを観覧する。（萬日帳）  |
|       |      | 6月27日酒部内膳宅で催された操り芝居に対し、装束料として淡州三条村源之丞（上村）に銀子10枚、頭の者に帷子5つが渡される。（萬日帳）  |
| 寛文6年  | 1666 | 4月2日藩主蜂須賀光隆の病氣全快につき、操り芝居が行われ中小姓以上が見る。（阿淡年表秘録）  |
| 寛文8年  | 1668 | 3月「勸進能、相撲、操等の見物のたぐいを一切禁止する。操り興行等は当座禁止であるが、祭りなどで興行を企画する際は、郡役所の指図を受けること。」との法令が徳島藩から出る。（阿淡御条目）                                      |
| 延宝元年  | 1673 | 9月4日藩主蜂須賀綱通洲本に入り、その夜源之丞（上村）の操り芝居を観覧する。（阿淡年表秘録）   |
| 元禄7年  | 1694 | 4月5日藩主蜂須賀綱矩、江戸の芝屋敷で半太夫を呼び操り芝居を観覧する。この年もう1度操り芝居を観覧。（阿淡年表秘録）   |
| 元禄8年  | 1695 | 5月15日綱矩、江戸半太夫を呼び操り芝居を観覧する。この年もう2度操り芝居を観覧。（阿淡年表秘録）  |
|       |      | 6月25日綱矩、森美作守を招待し式部太夫を召し寄せ操り芝居を見せる。（阿淡年表秘録）   |
|       |      | 8月6日綱矩、薩摩外記座を呼び操り芝居を観覧する。夜に入り碁盤人形操りを観覧する。懇意の旗本衆も集まる。（阿淡年表秘録）   |
| 元禄9年  | 1696 | 10月11日綱矩、夜に入り源之丞（上村）の操りを観覧する。（阿淡年表秘録）  |
| 元禄10年 | 1697 | 5月21日綱矩、江戸半太夫を呼び昼夜操り芝居を観覧する。この年もう1度操り芝居を観覧。（阿淡年表秘録）  |
| 元禄12年 | 1699 | 5月22日綱矩、江戸半太夫を呼び操り芝居を観覧する。この年もう4度操り芝居を観覧。（阿淡年表秘録）  |
| 元禄13年 | 1700 | 3月22日綱矩、江戸半太夫を呼び操り芝居を観覧する。（阿淡年表秘録）   |
| 元禄14年 | 1701 | 7月15日綱矩、賀茂之助君より祝儀・料理が指上げられ、屏風人形碁盤操りが呼ばれる。（阿淡年表秘録）  |
| 宝永3年  | 1706 | 10月2日徳島城内鷺の間で源之丞（上村）が操り芝居を行う。浄瑠璃「とらおさな物語」「薩摩守忠度」、狂言「夷踊」「河内長者」「釣狐」などを上演。（萬日帳）   |
| 宝永4年  | 1707 | 7月2日綱矩、伏見賀太夫が呼ばれ観覧する。（阿淡年表秘録）  |
| 宝永5年  | 1708 | 5月「芝居座本及び役者は町人であっても月番所に断り指図を受けること。」との法令が幕府から出る。（御触書寛保集成）   |
| 宝永6年  | 1709 | 9月12日代替わり祝儀として修理太夫君（綱矩子、蜂須賀吉武）が操り芝居を呼ぶ。（阿淡年表秘録）  |
| 宝永7年  | 1710 | 1月27日綱矩奥方君祝儀として作太夫を呼び操り芝居を行う。（阿淡年表秘録）  |
| 正徳5年  | 1715 | 正月23日「三条村てぐるほ廻し源之丞」徳島城内蘇鉄の間に詰める。（萬日帳）  |
| 享保5年  | 1720 | 4月5日綱矩、客があり辰松八郎兵衛を呼び操りを観覧する。（阿淡年表秘録）   |
| 享保6年  | 1721 | 2月5日源之丞（上村）徳島城内鷺の間で碁盤人形を披露する。（萬日帳）   |
| 享保16年 | 1731 | 2月29日上村源之丞が藩主蜂須賀綱矩の麻疹快気祝いで操りを披露する。（萬日帳）  |
| 元文5年  | 1740 | 11月14日八代蜂須賀宗鎮、洲本で九郎兵衛（稲田）が呼んだ源之丞（上村）の操り芝居を観覧。（阿淡年表秘録）  |
| 延享2年  | 1745 | 6月10日「近頃山下（徳島市内）に操り師が乗り込み、昼夜無断で操り興行が行われている。今後は町役人が操り興行を調査をして町奉行に調査書を差し出させること。郡部においても同様のことがある場合、郡奉行が同様に行うこと。」との法令が徳島藩より出される。（藩法集） |
| 延享3年  | 1746 | 3月12日豊光院君（綱矩子吉武夫人）、上屋敷に辰松座を呼び操り芝居を観覧する。（阿淡年表秘録）  |
| 延享4年  | 1747 | 11月11日豊光院君、操り芝居を観覧する。（阿淡年表秘録）  |
| 寛政11年 | 1799 | 「これ以降、遊芸、歌舞伎、浄瑠璃の類にて人集ること堅く制禁とすること。」との法令が幕府より出される。（御触書天保集成）  |
| 寛政12年 | 1800 | 5月13日「浄瑠璃・三弦は格別長く行わないように奉行も心得ること。」寛政11年の幕法を受けて徳島藩より法令が出る。（藩法集）   |
| 文化2年  | 1805 | 9月「女浄瑠璃禁止」との法令が幕府より出る。（御触書天保集成）  |
| 文化8年  | 1811 | 秋、「加登屋日記」に、実相寺にて六太夫（小林）による人形浄瑠璃興行の記事があらわれる。（元木家文書）   |
| 文政9年  | 1826 | 9月酒井弥蔵の記録に小野（半田村）にて中村久太夫座による人形浄瑠璃興行があらわれる。（酒井家文書）  |
| 天保2年  | 1831 | 2月「女浄瑠璃禁止」との法令が幕府より再度出る。（御触書天保集成）  |
|       |      | 10月「素人浄瑠璃や人形操りにより人を集め座料等を取ることを禁止」との法令が幕府より出る。（御触書天保集成）   |
| 天保12年 | 1841 | 9月17日「遊芸、歌舞伎、浄瑠璃の類にて人集ること堅く制禁とすること。」との法令が幕府より再び出る。この年11月に再度この法令が出される。（御触書天保集成）   |
| 天保14年 | 1843 | 7月22日「郡方での操り興行が夜分まで及ぶのは禁止。左右に棧敷をかけるのも禁止」との法令が徳島藩より出される。（武田家文書）   |
| 弘化4年  | 1847 | 9月14日「郡方での操り興行が夜分まで及ぶのは禁止。左右に棧敷をかけるのも禁止」という法令が徳島藩より再び出る。（武田家文書）  |
| 嘉永7年  | 1854 | 9月10日二軒屋芝居床にて源之丞（上村）がご祝儀芝居を行った。以後「加登屋日記」からは操り芝居興行の記述が無くなる。（元木家文書）  |
| 明治3年  | 1870 | 閏10月10日「年貢を遅滞した場合神事、祭礼、一日操りなど禁止」との法令が徳島藩より出る。（武田家文書）   |
| 明治21年 | 1888 | 3月酒井弥蔵の記録に逢坂中之丁（半田村）にて上埜源左衛門座による人形浄瑠璃興行がある。酒井弥蔵の記録から浄瑠璃興行の記録無くなる。（酒井家文書）   |

\* 萬日帳：国文学研究資料館蔵「萬日帳」、阿淡年表秘録：徳島県編「徳島県史料第1巻阿淡年表秘録」、阿淡御条目：徳島県編「徳島県史料第2巻阿淡御条目」、御触書寛保集成：『御触書寛保集成』、かどや日記：元木家文書「加登屋日記」、藩法集：『藩法集3 徳島藩』、御触書天保集成：『御触書天保集成』、武田家文書：武田家文書「御触控」、酒井家文書：酒井家文書 より作成



## ■ 抜き本 (稽古本)

作品を抜き書きにして、部分のみの本文を記すのが特徴。行数は、こんにち多く見かけるものでは、大阪板の五行本であるが、古くは大阪でも六行が一般的であった(江戸は、だいがあとまで六行が一般的)。京都では天保期以後、四行が行われた。

義太夫節の草創期、ひとびとの愛好する対象は道行や節事、景事などの、一昨の中でも特に音楽的な場面(「傾城阿波の鳴門」でいえば第七「道行思ひの藤」がこれに当たる)に限られていた。その需要に応えたものが、道行揃である。

時代が進み、稽古の対象がいわゆる段物(「傾城阿波の鳴門」でいえば第八「順礼歌の段」)に移ると、道行揃に代わって、抜き本が隆盛した。

道行揃は安永期(一七七〇年代)を最後として廃れ、抜き本(特に大阪の五行本)は寛政期(一七九〇年代)以後、盛んに作られていった。

通し本・道行揃にみるような厚手の表紙はなく、共紙(本文と同じ紙)の前表紙のみをかけ、紙縫りで下綴じしただけの、仮綴じ体裁である。のちには、共紙の後ろ表紙を備えたもの、さらに洋紙の前後表紙で、金具で綴じたものが作られた。

また、題簽は持たず、表紙に段名・板元名などを直接摺り付ける。

●「甚太平記白石噺」 酒井家文書 ※大坂六行



●「甚太平記白石噺」 西野・多田家文書 ※大坂五行



●「女庭訓花渡し」 井内家文書 ※京都四行



●「加賀見山亦助」 福田家文書



## ■ 床本

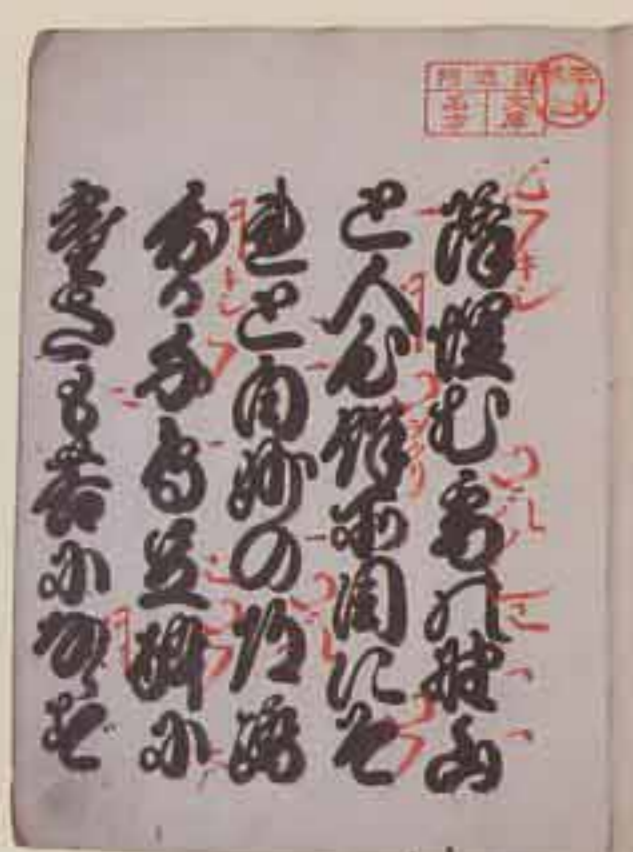
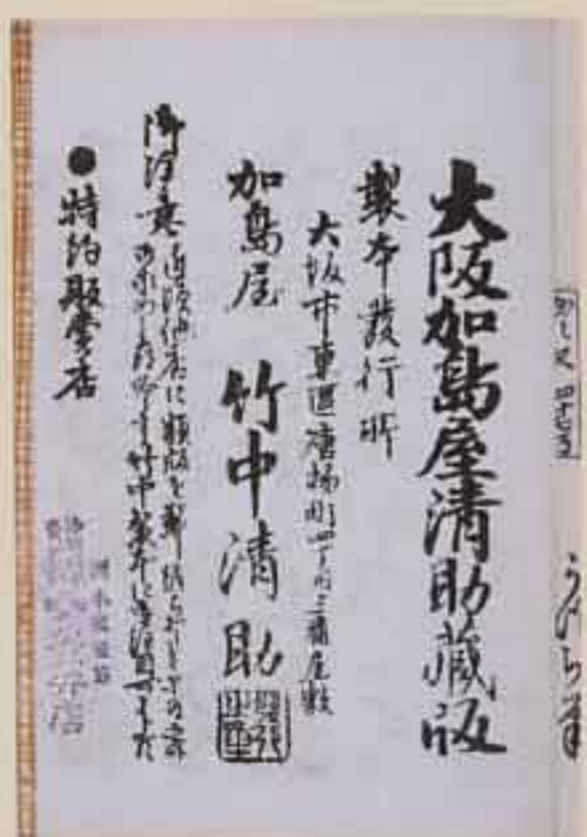
本としての性格は、抜き本に同じであるが、太夫が実際に浄瑠璃の「床」で用いるための本である点が、特徴。そのため、書型も大ぶりで、本文の紙質も厚い。布張りの表紙をかけ、糸で綴じる場合もあるが、通常は、抜き本同様に、共紙の表紙をかけ、仮綴じにする。

表紙に、外題・段名・所有者名を大書するのが、一般的である。

●「義士銘々伝」 福田家文書



● 同上 (後ろ表紙の見返し)





# 浄瑠璃本の種類と性格

義太夫節の浄瑠璃本には大別すると、次の三種類がある。

**通し本**（丸本） 作品の全文を記した本。五段組織ならば、五段すべて。

**抜き本**（稽古本） 作品の部分を記した本。五段組織ならば、一段の半分。

**道行揃**（段物集） 複数の作品の、部分を掲載した本。

各種について、代表的な体裁（表紙）と書式（行数）を紹介する。

## 通し本（丸本）

作品全体の本文を記す点の特徴。一頁あたりの行数は、七行のものが多い。古くは八行、また一〇行、一二行、などがある。

表紙は、藍色の厚手のものをかける。中央に、題簽を貼る。

●「義経腰越状」西野・多田家文書



## 道行揃（段物集）

道行をはじめとして、すぐれて音楽的な部分の本文を、複数点から集成する点の特徴。行数は、写真に示したような縦長の本（板元は「半紙本道行揃」と呼んだ）では六行、また横長に綴じた本（「道行揃横本」）では一行が、一般的。

歴史的には、横本が古く、のちに半紙本が多くなった。

表紙は通し本に同じく、藍色の厚手のものをかける。やはり中央に、題簽。

●「音曲大湊」蔵本家文書



## 「浄瑠璃本」と

### 義太夫節

「浄瑠璃」とは中世以来続く、我が国の音楽芸術である。こんにちでは、「人形浄瑠璃」として操りと結びついた義太夫節のほか、歌舞伎と結びついた常磐津節や清元節などが残る。

また「浄瑠璃本」とは元来、浄瑠璃諸流派の本文を記した本を意味するが、いまは一般に、義太夫節の本を意味することばとして用いられている。

「浄瑠璃」の中の、数ある流派のひとつに過ぎない「義太夫節」が、浄瑠璃そのものを代表するかのようである。

「義太夫節」とは、創始者・初世竹本義太夫の名に因む称で、貞享はじめ（一六八四、五）の、同人最初の興行（大坂道頓堀の劇場街での、人形浄瑠璃興行）を創始時期とする。二〇〇四年の本年まで、三二〇年の歴史を有する。この間、義太夫節は広く日本国内に行われていた。

義太夫節の浄瑠璃本は、江戸期に伝わったと思われるものに限っても、北は青森から、南は鹿児島、また瀬戸内海の島々から、山深い檜枝岐（ひのえまた）村まで、日本国内の至るところに残されている。

近代に入っても、大正五年（一九一六）ごろの、大阪の浄瑠璃本板元・加島屋竹中清助の発行部数は、「二年に二万冊以上」。

そして、その売れ先が日本全国はもとより欧米の日本人居留地、南洋諸島の日本人部落にまでわたって居るとは驚くではないか。

と、新聞記者は驚愕の念をもってこれを伝えていた（引用は、「義太夫年表 大正篇」より）。

近世・近代を通じての大規模かつ広汎な流行が、義太夫節をして浄瑠璃の代表者たらしめるのである。



# 『加登屋日記』に見る

## 人形浄瑠璃芝居興行

人形浄瑠璃は、江戸後期に生きた民衆にとって数少ない娯楽の一つであった。『加登屋日記』（元木家記録）には、当時の人形芝居や諸芸能の興行に関する記述が約二五〇あるが、人形浄瑠璃の興行はその約四割を占めている。興行場所として多く登場するのは、城下に近い二軒屋や勢見山金比羅の外は、元木家の本拠地であった高原村（現石井町）周辺の村々が中心であるが、阿波国外の大坂や讃岐などの様子も垣間見える。

『阿淡御条目』の寛文八年（一六六八）三月の法令によれば、勧進相撲や人形浄瑠璃等によって人を集める興行は基本的に禁止されていた。しかし、ご開帳やご祝儀などの理由を添えれば興行許可を検討することが書かれている。人形浄瑠璃などの興行は、人を集めるためだけでなく、法令上でもご開帳などの行事と一緒にを行うことが求められたのである。こうしたご開帳とともに行われる興行は普段は人も多く収益の期待もできるのだが、文政一二年（一八二九）に中島村（現石井町）で行われた興行は大きく裏切られた。隣村の天神村天満宮のご開帳と共に市村六之丞による人形浄瑠璃芝居がかけられ、追抱（特別出演）の太夫まで雇ったが、人気が無く途中で閉場に追い込まれている。このような興行は、常設の小屋ではなく、仮設の野掛けで行うことが常であったので、収益は天候などに大きく左右された。また、将軍や藩主たちの喪中や、米・麦・藍などの作物の植え付けにより人々が集まらずやむを得ず延期

や中止することもあった。文政一三年（一八三〇）に突然起こったおかげ参りによって地域の人々が誰もいなくなり、興行が中止に追い込まれたこともあった。人形浄瑠璃興行の経営も不安定でなかなか楽ではなかった。

『加登屋日記』には、弘化五年（一八四八）以降、子供浄瑠璃の興行が頻繁に出てくる。中には、子供太夫の中で阿波一という評判を取っていた小梶太夫の興行も見える。小梶太夫は学村（現川島町）に生まれ、九才で徳島に興行で来ていた大坂の六世竹本染太夫（当時梶太夫）の弟子となり、修行をした。大坂の興行にも出勤した記録が残されている。ちなみに六世染太夫の師匠・竹本越前大掾（五世染太夫）も津田浦（現徳島市）の出身であった。嘉永元年（一八四八）桑島での興行中小梶太夫が病気となり突然公演が中止となった。観客は芝居小屋の七島（莫塵・花筵などのこと）を持ち帰るなどの騒動を起こし、元方は一四・五両の損を出している。これに対し、嘉永四年の天神村天満宮の九五〇年忌の祭礼に伴う子供浄瑠璃芝居は人出も多かったであろう。はなはだ大当たりを取り、利益を出している様子が分かる。こうした、子供浄瑠璃興行の隆盛は人形浄瑠璃の社会への広がりを現すものといえよう。

『加登屋日記』（元木家記録）に見る人形浄瑠璃興行（抜粋）

| 和年号  | 月日                            | 場所                   | 興行      | 内容   | 評判   |
|------|-------------------------------|----------------------|---------|--|--|
| 文政5  | 3月6日                          | 桑村（現川島町）             | 大坂素人浄瑠璃 | 藍植のために3日間だけ観音寺村へ売り、3月26日から桑村で芝居が行われた。  | 甚面白い   |
| 文政9  | 3月1日～8月晦日迄                    | 讃州金比羅（現香川県）          | 金比羅芝居   | 前開帳より33年ぶりに行われ、小芝居は9つもできた。宝物拝見は4月晦日迄で、八島寺瀧宮も開帳した。  |  |
| 文政12 | 3月1日より                        | 中島村（現石井）             | 市村六之丞芝居 | 天神村天満宮のご開帳にもかかわらず人気がなく25日に開帳した。太夫磯太夫、追抱出羽太夫  | 予想に反して賑やかにならなかった。                              |
| 天保7  | 3月18日                         | 出雲大社                 | 浄瑠璃芝居   | 出雲大社において30年前程に竹本士佐太夫が浄瑠璃を奉納した。以降久しぶりの奉納である。  |  |
| 天保9  | 戌8月下旬より                       | 西条村（現吉野町）            | 差上人形芝居  | 勸農ご普請お手伝いの時に、差上人形芝居をお願いしたら、ご当職（家老）に聞こえ、お許しがした。（1ヶ年に金30両づつ10年の間）  | 村中受け悪く不評判で当たらず、かなり損失した。                        |
| 天保10 | 3月8日初日～4月19日迄                 | 二軒屋長見寺（北浜浦瀬見寺カ、現徳島市） | 中村久太夫芝居 | 組太夫を150両（20日）で雇った。座太夫横太夫、追抱組太夫、組太夫弟子当麻太夫   | 其後不景気、元請大損                                     |
| 天保12 | 6夜                            | 芝原（現徳島市）、椋間・高島（石井町）  | 芝居      | 竹本錦太夫（高原出生）は、23・4の時は当郷で下奉公をしていた。錦太夫は美声だったのでふと浄瑠璃を思いつき、竹本磯太夫弟子になり、段々出世した。かつて観音寺に芝居があった。移転後は、毎日雨天のため出来なかっただけでなく、麦刈りが始まったために止まった。 | 甚面白い   |
| 天保15 | 4月日初日                         | 広助町瀬見寺（北浜浦瀬見寺カ、徳島市）  | 吉川安五郎芝居 | 2月14初日・15・16大入、17・18・19・20雨天のため休止、21・22・23大入。伊三郎の困窮を救うために、世話人が相談して、子供浄瑠璃を計画した。   | かなり損失  |
| 弘化5  | 2月14日初日                       | 北ノ                   | 子供浄瑠璃芝居 | 元方の高島倅九兵衛は、紺屋の庶務として1日金2分（庭料）が宛られた。小梶太夫が病気のために途中から芝居を断った。その結果大騒動になり、七島なども大方諸人が持ち帰ってしまった。始めから喧嘩騒ぎで騒しいことだった。                      | 評判がよかったために料金を値上げしたが、経費がかかったので利益がなかった。元方14・5両損失 |
| 嘉永1  | 11月24・25・26日相勤、27日休、28日晩半分程興行 | 桑島紺屋長左衛門庭（現石井）       | 小梶太夫芝居  | 天満天神様今年950年の御忌御祭礼となる。日本国中すべて開帳。  | 甚大当たり、利益があった。                                  |
| 嘉永4  | 2月25日～3月15日（10日間）             | 天神村天神様（現石井）          | 子供浄瑠璃芝居 |  |  |

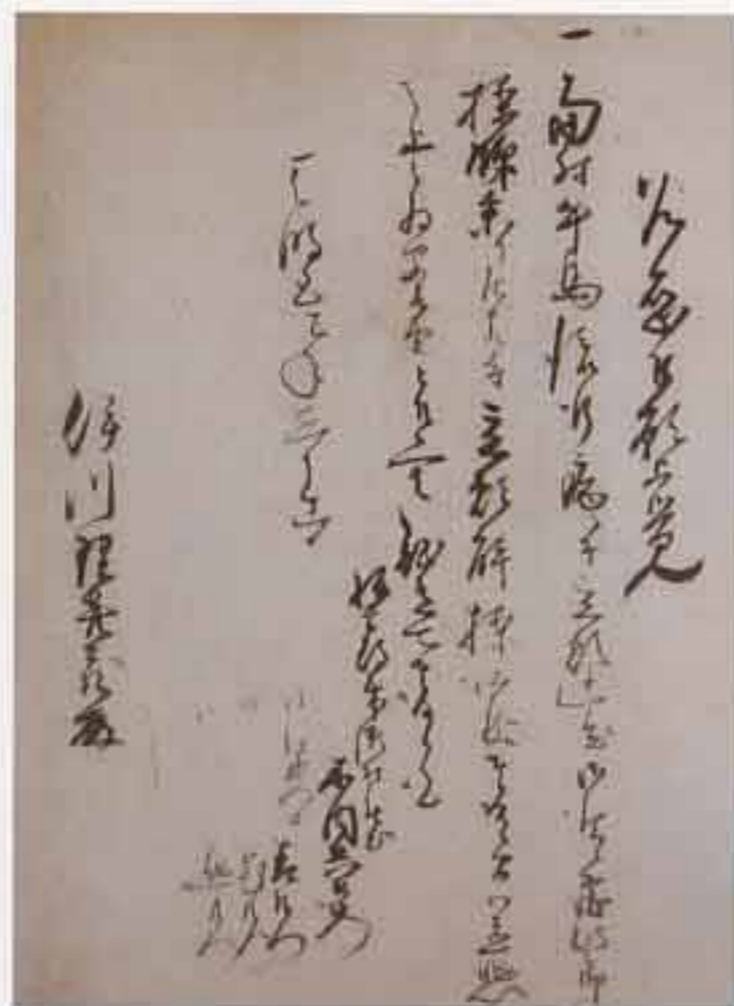
\*加登屋日記（元木家記録）より作成



# 木内家文書『諸控』に見る

## 人形浄瑠璃芝居興行

牛馬流行病に付操り願書



江戸時代の阿波国内で、人形浄瑠璃芝居は実際にどのような理由で開催されたのであるのか。まず、木内家文書に残る『諸控』からその一端を見てみよう。

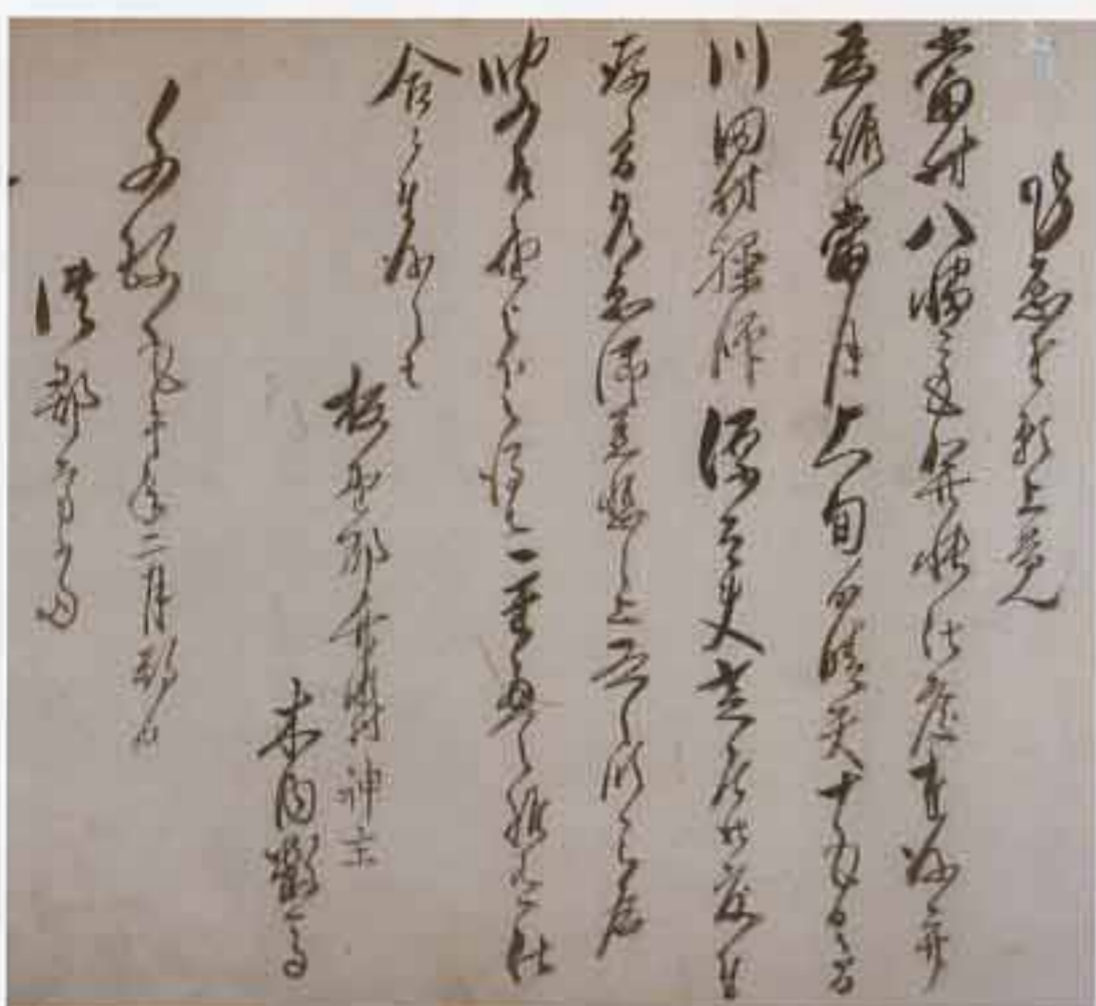
木内家文書に残る『諸控』には、天明五年（一七八五）から元治二年（一八六五）に至るおよそ一八回の興行願の控えが残されている。ほとんどは板野郡竹瀬村の庄屋である木内

兵右衛門ほか村役人達が、郡の役人宛に出しているものである。分類してみると、牛馬の流行病に対するお祓いの意味を込めた操りが三回、疱瘡（天然痘）など人間の病気に対するお祓いの意味を込めた操りが三回、村内の八幡神社のご開帳に合わせて二回、神社や寺の修繕に合わせて三回、地神祭などお祭りに合わせてお祓いという呪術的な要素を理由としてあげている願書と、お祭りやご開帳と共に行ったり、寺社の修復などに対する勸化（寄付集め）を理由として行われた興行の要素が強い願書の大きく二つに分けられよう。さらに前者から後者へと理由が変わっ

ていったように見える。しかし、こうした理由は、藩への届け出の為に必要なものだったのではなからうか。実際には村内の空地で小屋掛けを行いたいとの願書などが一緒に残っていることもあり、たぐさんの村人達の楽しみとして行われたと思われる。

乍恐奉願上覚  
一、当村牛馬流行病二付、立願込置御座候処、此節操師参り居申二付、立願解操仕度奉存候間、御慈悲之上被為聞召届被下候へ者難有可奉存候 以上  
板野郡竹瀬村庄屋  
木内 兵右衛門  
同村五人 善左衛門  
同 宅右衛門  
同 熊左衛門  
伊川理喜藏 殿  
天明五巳年三月十一日

竹瀬村八幡宮開帳に付操り願書



乍恐奉願上覚  
当村八幡宮開帳仕度奉存并為賑、当月月上旬より晴天十五日之間川田村操師源太夫芝居仕度奉存候間、乍恐御慈悲之上右之段被為聞召届被下候得者、重畳難有仕合二奉存候 以上  
板野郡竹瀬村神主 木内 数馬  
文政五午年二月朔日 御郡方当

竹瀬村『諸控』に見る人形浄瑠璃芝居の興行一覧

| 和暦          | 西暦   | 理由                     | 内容           | 備考        |
|-------------|------|------------------------|--------------|-----------|
| 天明5年3月11日   | 1785 | 竹瀬村牛馬流行病               | 操り解開催願       |           |
| 寛政10年10月3日  | 1798 | 竹瀬村牛馬流行病               | 操り解開催願       |           |
| 文化3年11月2日   | 1806 | 竹瀬村八幡宮本社葺替・拝殿造作及び牛馬流行病 | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 文化9年11月10日  | 1812 | 竹瀬村疱瘡流行                | 操り解開催願       |           |
| 文政2年11月24日  | 1819 | 不詳                     | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 文政5年2月朔日    | 1822 | 竹瀬村八幡宮開帳               | 川田村源太夫芝居開催願  | 小屋掛け願い等有り |
| 文政7年閏8月29日  | 1824 | 竹瀬村八幡宮開扉               | 浄瑠璃会開催願      |           |
| 文政7年12月9日   | 1824 | 当夏流行病                  | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 天保2年12月20日  | 1831 | 悪病流行                   | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 天保6年11月12日  | 1835 | 鎮火氏神                   | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 天保10年10月24日 | 1839 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 天保11年11月4日  | 1840 | 不詳                     | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 天保14年11月8日  | 1843 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 弘化4年11月     | 1847 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 嘉永4年12月2日   | 1851 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 文久元年11月27日  | 1861 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 |           |
| 文久元年11月29日  | 1861 | 地神祭                    | 源之丞（上村）操り開催願 | 日延べ       |
| 元治2年正月      | 1865 | 板東村吉祥寺方丈・庫裏大破          | 素人浄瑠璃会開催願    |           |

\*『諸控』（木内家文書）キノウ00932より作成



# 傾城阿波の鳴門 (けいせいあわのなるこ)

## 順礼歌の段 (じゅんれいいうたのだん)

現代の徳島で演じられる、人形浄瑠璃で最もポピュラーな演目と言え、**「傾城阿波の鳴門」**「順礼歌の段 (玉造十郎兵衛の住家)」である。

阿波徳島の藩主玉木家のお家騒動によつて忠義の家老桜井主膳が悪人小野田郡兵衛により、主君の宝刀国次の名刀を奪われる。桜井家の中間(ちゅうげん)十郎兵衛は大阪へ出て浪人し、「銀十郎」と名を改め、名刀探索のため盗賊となる。その後十郎兵衛は他人の借金の保証人となり、その借金五〇両の返済を迫られる。その返済期限の日十郎兵衛は、金策に出かけていく。残った妻のお弓の元へ密書が届けられる。盗賊団の者が検挙されたので、追っ手が迫っているという内容である。

「順礼歌の段」はここから始まる。お弓が密書を読んで悩んでいると、順礼歌が聞こえてくる。喜捨をしよと門口へ出ると、愛らしい少女であつたので、阿波の国許に残したわが娘おつるを思い出し家の中に呼び入れる。問答する内に果たしてわが娘であることがわかる。お弓は名乗

ろうとするが、災いが娘に及ぶことを恐れ、帰国するように言い聞かせ、無理に金を与えて立ち去らせる。思い悩んだお弓は意を決して娘の後を追つてゆく。

一方十郎兵衛は、少女の順礼が金を奪われそうになったところを助けていた少女に金を貸してくれと頼むが承知しない。無理に迫ると少女が大声を上げたので口元を強くふさいでしまい、誤って窒息死させてしまう。そこへお弓が戻ってきて、十郎兵衛は慌てて少女を布団へ隠す。お弓の話聞いた十郎兵衛は自分が殺した少女がわが娘であることを知り、お弓に少女を見せる。お弓はわが娘の遺骸を抱き涙にくれる。ふと遺骸の懐にあつた老母の手紙を読むと、名刀を奪った人物が小野田郡兵衛であることがわかる。その時追っ手が押し寄せたので、家に火を放つて夫婦は逃走する。ここで「巡礼歌の段」は終わる。

その後、十郎兵衛は国許へ帰り名刀国次を探しだし、めでたく徳島藩

への帰参がかなう、という筋書きである。

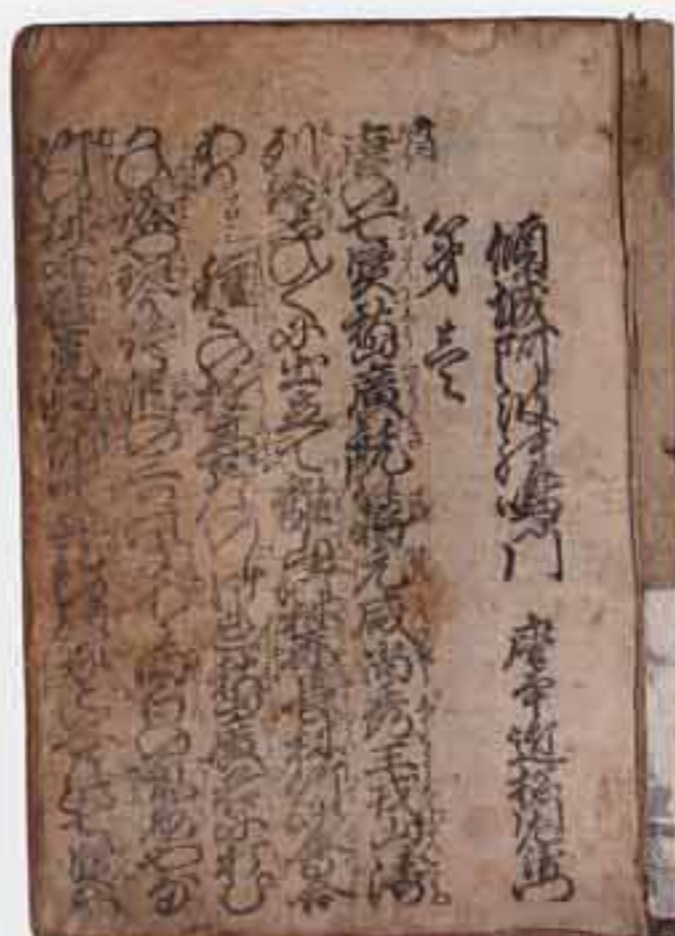
これは、近松門左衛門作「夕霧阿波鳴渡」(正徳二年)等を改作した作品で、近松半二等の合作によつて作られ、明和五年(一七六八)に初演された。全一〇段の作品で、「順礼歌の段」は八段目である。以前は、今のように多く上演された訳ではなかったようだが、親子の深い情愛が見られるこの段の人氣が徐々に高まったのだろう。

「座元市村六之丞人形浄瑠璃芝居番付」酒井家文書



残念ながら年代はわからないが、市村六之丞座の番付である。「あわの鳴門八ツ目」のお弓を市村六之丞が、おつるを桐竹松蔵が演じていることがわかる。

「傾城阿波の鳴門」通し本(丸本) 酒井家文書



明和五年の初板、初摺本と思われる。



# 大正から昭和初期の

# 人形芝居興行の様子



農村舞台での浄瑠璃興行

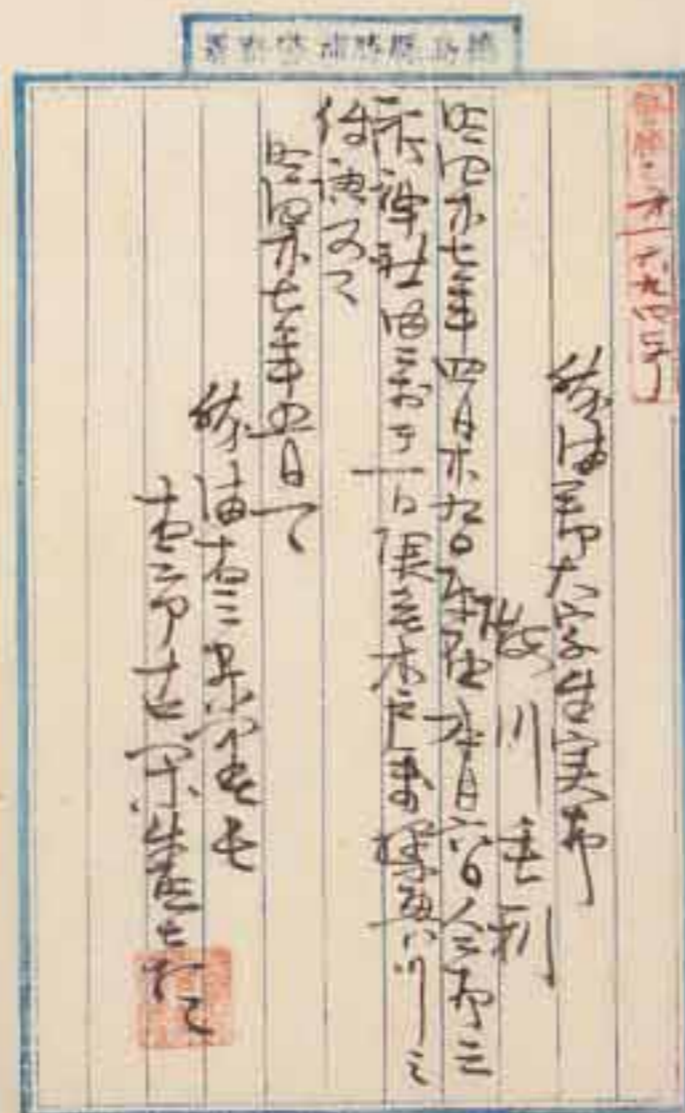


人形遣いについていく子どもたち



晴れ着で三番叟を観覧

明治二十七年の人形芝居興行認可証



美馬家文書

警勝乙第一六九四号

勝浦郡大字生実町

殿川毛利

明治廿七年四月廿九日御届、本月六日同邸三所神社内ニ於テ一日限無木戸銭操興行之件認可ス

明治廿七年五月一日

勝浦警察署長

警部 古閑厳彦

明治二十七年に警察署から興行主に出された興行許可書である。



展 示 資 料 一 覧

| No.                    | 表 題                   | 年 代         | 備 考                         |
|------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------------|
| <b>三番叟・人形浄瑠璃の興行</b>    |                       |             |                             |
| 1                      | 寿式三番叟（人形）             |             | 徳島県立博物館所蔵                   |
| 2                      | 寿式三番叟（木版）             |             | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 3                      | 御祝儀式三番叟全              | 慶応4年（1868）  | サカイ00204                    |
| 4                      | 人形浄瑠璃写真               | 大正～昭和初期     | 久米家写真                       |
| 5                      | 人形浄瑠璃興行のチラシ（徳島市内）     | 大正          | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 6                      | 人形浄瑠璃興行のチラシ（大分市内）     | 大正          | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 7                      | 徳島毎日新聞（素人浄瑠璃の番付）      | 大正          | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 8                      | 通札                    | （近世後期～近代）   | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| <b>浄瑠璃本の分類・傾城阿波の鳴門</b> |                       |             |                             |
| 9                      | 義経腰越状（浄瑠璃本）           | 近世          | ニシノ04144                    |
| 10                     | 碁太平記白石新吉原の段（浄瑠璃本）     | 近世          | ニシノ04139                    |
| 11                     | 竹本豊竹音曲大湊（浄瑠璃6行本）      | 近世          | クラモ03345                    |
| 12                     | 浄瑠璃切り本七（浄瑠璃本）         | 近世          | ニシノ00184                    |
| 13                     | 女庭訓花渡しの段（浄瑠璃本）        | 嘉永元年（1848）  | イウチ00060                    |
| 14                     | 加々見山旧錦絵亦助住家ノ段（浄瑠璃本）   | 明治          | フクタ00534                    |
| 15                     | 義士銘々伝赤垣出立之段（写本）（浄瑠璃本） | 明治40年（1907） | フクタ00531                    |
| 16                     | 木下陰九之巻壬生村の段（浄瑠璃本）     | 明治          | フクタ01332                    |
| 17                     | 飾り見台                  | 近代          | 徳島県立博物館所蔵                   |
| 18                     | 傾城阿波の鳴門 巡礼歌の段（浄瑠璃本）   | 近代          | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 19                     | 傾城阿波の鳴門（浄瑠璃本）         | 明和5年（1768）  | サカイ00193                    |
| 20                     | 着付け人形（お鶴）             | 昭和          | 徳島県立博物館所蔵                   |
| 21                     | 着付け人形（お弓）             | 昭和          | 徳島県立博物館所蔵                   |
| <b>道薫坊</b>             |                       |             |                             |
| 22                     | 道薫坊伝記                 |             | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| 23                     | 道薫坊に関するチラシ            |             | 三木ガーデン歴史資料館所蔵               |
| <b>浄瑠璃興行に関わる法令</b>     |                       |             |                             |
| 24                     | 御触控                   | 天保8年（1837）～ | タケタ00111                    |
| 25                     | 諸控                    | 江戸中期～       | キウチ00932                    |
| <b>浄瑠璃興行に関わる資料</b>     |                       |             |                             |
| 26                     | 上村源之丞操ニ付御花簿           | 明治24年（1891） | ミマケ02161                    |
| 27                     | 仮名手本忠臣蔵（番付）           | 明治26年（1893） | ミマケ02240                    |
| 28                     | 一日限素人々形操興行御届          | 明治26年（1893） | ミマケ02465                    |
| 29                     | 警勝乙第一六九三号             | 明治27年（1894） | ミマケ02654                    |
| 30                     | かどや日記（複製）             | 文化8年（1811）～ | 元木家文書                       |
| <b>酒井家文書に見る浄瑠璃関係資料</b> |                       |             |                             |
| 31                     | 日本第一 大操座本市村六之丞        | 明治14年（1881） | サカイ00178                    |
| 32                     | 座本 蛭子家忠太夫             | 明治12年（1879） | サカイ00196                    |
| 33                     | 座本 上村日向掾              | 文政9年（1826）  | サカイ00199                    |
| 34                     | 座本上村源左衛門              | 明治20年（1887） | サカイ00201                    |
| <b>番付</b>              |                       |             |                             |
| 35                     | （番付）                  | 近世          | 松茂町歴史民俗資料館・<br>人形浄瑠璃芝居資料館所蔵 |

※資料保存のため展示品の一部を替え変えることがあります。  
※備考の記号は、文書館の資料番号です。



酒井家文書より

文化の森「あわ文化」発信事業

■阿波人形浄瑠璃に親しむ（名月座）

第1部 阿波人形浄瑠璃ワークショップ

第2部 阿波人形浄瑠璃芝居

平成16年8月1日（日）午後2時～

会場：徳島県立二十一世紀館イベントホール

講演会

■歴史講演会

「阿波人形浄瑠璃物語」

四国大学教授 大和 武生

平成16年10月3日（日）午後2時～4時

会場：徳島県立二十一世紀館イベントホール

特別企画展 歴史資料に見る

阿波の人形浄瑠璃

平成16年7月21日 発行

編集・発行 徳島県立文書館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山

電話 088-668-3700

印刷 株式会社松下印刷

〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地5-1

電話 088-641-4611(代)